## 新潟市子ども・子育て会議における部会及び 審議・議決事項の取扱いについて

平成 28 年 10 月 20 日 新潟市子ども・子育て会議決定

1. 新潟市子ども・子育て会議の部会について

# 子ども・子育て会議 (本体会議)

#### 幼保部会

- ① 認定こども園,幼稚園,保育所,地域型保育事業に関する (ア)事項
- ② 一時預かり事業に関する事項
- ③ 延長保育促進事業に関する事項
- ④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業に関する事項
- ⑤ 多様な主体が子ども・子育て3法の仕組みに参入することを (ア)促進するための事業に関する事項
- ⑥ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の (ア)円滑な利用の確保に関する事項
- ⑦ その他必要な事項

### 放課後児童クラブ検討部会

- ① 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に関する事項
- ② その他必要な事項

#### 子どもの貧困対策部会

- ① 子どもの貧困対策に関する事項
- ② その他必要な事項

#### 2. 部会の審議・議決事項の取扱いについて

#### <取扱い>

- (1) 部会において審議・議決を終了した事項は、子ども・子育て会議に報告するものとする。
- (2) 部会で審議・議決をした事項については、子ども・子育て会議の議決とみなす。 ただし、重要又は異例な事項についてはこの限りではない。

参考 新潟市子ども・子育て会議条例 (平成25年新潟市条例第33号)

(部会)

- 第9条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
  - 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
  - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから会長がこれを指名する。  $4\sim5$  (略)
  - <u>6</u> 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の 議決とすることができる。

7 (略)

#### |参考||新潟市社会福祉審議会運営要綱

(専門分科会の報告)

第11条 専門分科会長は、専門分科会に付託された事項について審議を終了したときは、 その結果 について、委員長に報告するものとする。

(専門分科会の決議)

第12条 第7条第1項に掲げる専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、 民生委員審査専門分科会を除く専門分科会にあっては、重要又は異例な事項についてはこの 限りではない。